

第4章 屋外広告物の表示等に関する事項

(1) 基本的な考え方

屋外広告物は、必要な情報を提供し、まちに賑わいや活気を与えるなど、景観形成上重要な役割を果たしています。しかし、無秩序な掲出により、景観を阻害することになりやすいため、景観に配慮した表示・掲出が求められます。

本計画においては、屋外広告物の表示若しくはその内容の変更又は屋外広告物を掲出する物件の設置、改造若しくは色彩の変更（表示等）について景観形成配慮指針を定め、景観に配慮した誘導を図るものとします。

(2) 景観形成の誘導

① 景観形成配慮指針

屋外広告物の表示等について、千葉県屋外広告物条例の運用によって適切に規制・誘導を図ることを基本としながら、以下の景観形成配慮指針を定め、誘導を図ります。

■ 景観形成配慮指針

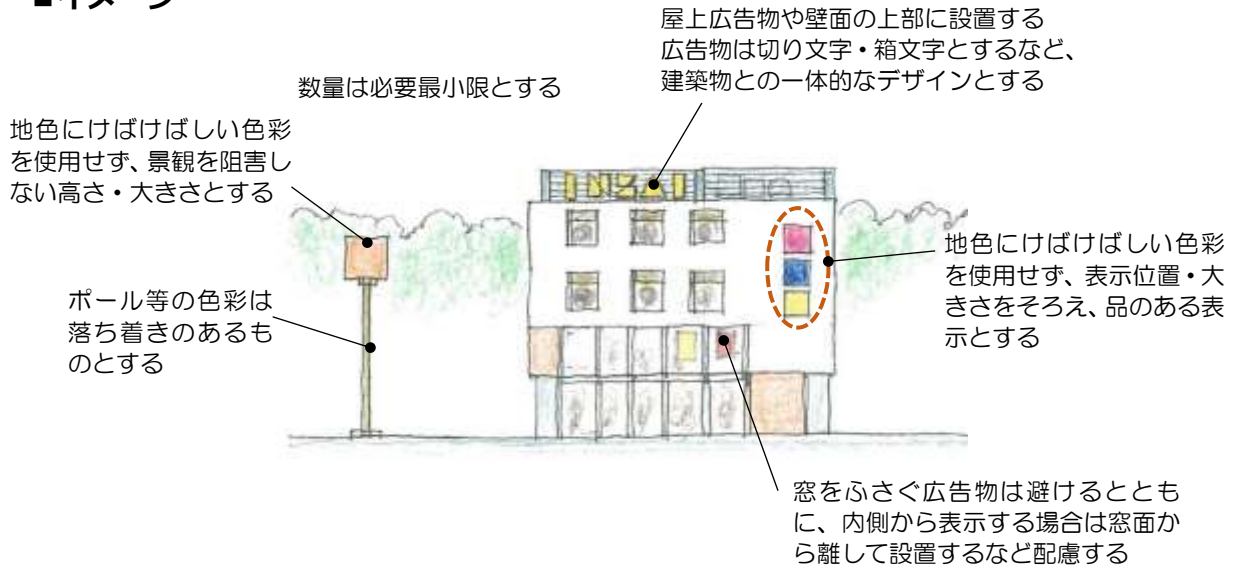
- 地色（表示面積の1/3以上を占める色彩）は、以下のとおりとする。ただし、切り文字・箱文字とするものについては、この限りでない。

暖色系（R・YR・Y系）	彩度10以下
寒色系他（GY・G・BG・B・PB・P・RP系）	彩度6以下

- 屋外広告物を掲出するポール等の支持物の色彩は、落ち着いたものとする。
- 国道464号等の道路や鉄道からの見え方に配慮し、自然景観や田園景観、沿道景観を阻害しない表示位置・大きさとする。
- 煩雑な印象が生じるようなデザインは避け、数量は必要最小限とする。
- コーポレートカラーやロゴでも、表示位置や大きさ、色彩の工夫等により、周囲の景観との調和や、品のある景観づくりを心がける。
- 建築物の屋上や壁面に設置する屋外広告は、建築物と一体的なデザインを検討する。
- 複合施設の場合、テナント相互で集合化・集約化を図るなど、大きさ、掲出方法やデザイン等について調整する。
- デジタルサイネージ等の可変表示式屋外広告物※は、周辺のまち並みとの調和を図り、過度な点滅・動光等を避ける。
- 窓面の内側から屋外に向けて表示する広告物等は、窓をふさぐように表示することを避けるとともに、窓面から離して設置する。

※可変表示式屋外広告物 … 自ら発光して常時表示の内容を変えることができる屋外広告物及び点滅する屋外広告物

■イメージ



②景観形成の誘導

屋外広告物による良好な景観の形成を誘導するために、一定規模の屋外広告物について、景観条例に基づき事前協議を行うものとします。

■事前協議対象行為

協議対象行為	協議対象規模
屋外広告物の表示等 屋外広告物の表示若しくはその内容の変更又は屋外広告物を掲出する物件の設置、改造若しくは色彩の変更	千葉県屋外広告物条例に基づく設置の許可を必要とする屋外広告物で、一面の表示面積が 10 m ² を超える屋外広告物又は地上からの高さが 10mを超えるもの(窓の内側から外部に向けて表示するものを含む)

